

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会
透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ（第2回）
議事要旨

- 1 日 時 平成31年3月28日（木） 10:00～12:15
- 2 場 所 経済産業省別館3階312会議室
- 3 出席者
委 員：大橋委員（主査）、小川委員、黒田委員、伊永委員、多田委員、森委員、山本委員
事務局：経済産業省 経済産業政策局 北村競争環境整備室長（代理：金澤課長補佐）
経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長、安平課長補佐
公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長、垣内調整官
総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長
オブザーバー：消費者庁 内藤消費者政策課長
内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官

4 議事次第

- 透明性・公正性確保等に向けたルール整備の在り方に関する議論

5 議事概要

経済産業省及び委員若干名から、透明性・公正性確保等に向けたルール整備の在り方に関する論点ないし意見について説明を行った後、意見交換を行った。主な意見の概要は以下のとおり。

- 大規模なデジタル・プラットフォーマーに対する対抗措置として、組合のように事業者による団体を形成して集团的交渉力等を与えることも考えられる。その場合、談合の温床等にならないようにすることが必要。
- 労働組合の場合には労働者にストライキ権など一定の法律上の権利があるが、プラットフォームを利用する事業者の団体を形成する場合には、実効性をどう確保するかがポイントになるだろう。
- プラットフォーマーからの不当な要求を防ぐためには、事業者にとってのデータ・ポータビリティを確保したり、正当ではない関係特殊投資の強要を抑止すること等によって、スイッチング・コストの低下を図ることも考えられる。

- 競争と技術革新の維持・促進の観点からは、包括的に介入する類の事前規制は望ましくなく、事後規制を中心に義務を負わせるのが基本。スピードが重要な分野であることから、事後規制としての独占禁止法の執行をしやすくする仕掛け（例えば、確約手続の活用、特殊指定等）も検討すべき。
- 独占禁止法のガイドラインによって排除型行為や優越的地位の濫用として問題となる典型的な行為を示すことや、申告を行いやすくすることのほか、英国政府の報告書に記載されているような「競合者を重大な被害から守るための暫定措置」の有用性も検討に値するのではないか。
- 独占禁止法違反の未然防止や、ユーザの自主的・合理的な選択を促す効果が期待できるものについては、取引の透明化・公正化を促進する規律を導入することも有効。どのようにすれば、そうした義務付けが法的に機能するか検討する必要がある。
- 消費者保護・人権保護の観点からの公正性や、非マッチング型プラットフォームにおける公正性については、議論の射程に含めるか。
- 取引の透明化・公正化を図るための規律の対象としては、最も問題が顕在化しているオンライン・ショッピングモールとアプリ・ストアを議論の起点として考えてはどうか。

（速報のため事後修正の可能性あり。）